千曲選告示第３５号

地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第７４条第１項(条例の制定又は改廃の請求)、第７５条第１項(監査の請求)、第７６条第１項(議会の解散の請求)、第８０条第１項(議員の解職の請求)、第８１条第１項(長の解職の請求)及び第８６条第１項(主要公務員の解職の請求)並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和３１年法律第１６２号)第８条第１項(委員の解職の請求)並びに市町村の合併の特例に関する法律(昭和４０年法律第６号)第４条第１項(合併協議会設置の請求)及び第４条第１１項(合併協議会設置協議の請求)の規定により、請求することができる場合の選挙権を有する者の５０分の１の数、６分の１の数又は３分の１の数は、それぞれ次のとおりである。

１　地方自治法第７４条第１項及び第７５条第１項並びに市町村の合併の特例に関する法律第４条第１項の規定による選挙権を有する者の 総数の５０分の１の数

９８６人

２　市町村の合併の特例に関する法律第４条第１１項の規定による選挙権を有する者の総数の６分の１の数

８，２１６人

３　地方自治法第７６条第１項、第８０条第１項、第８１条第１項及び第８６条第１項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第８条第１項の規定による選挙権を有する者の総数の３分の１の数

１６，４３１人

令和８年９月１日

千曲市選挙管理委員会
委員長　中　村　秋　博